

【特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域】

次のいずれにも該当すること

1 次に掲げる地域

- (1) 長崎市本石灰町、船大工町、銅座町、丸山町1番、寄合町2番1号からまで籠町2番から4番まで及び9番、新地町1番から3番まで及び同8番から13番まで並びに浜町10番
- (2) 佐世保市山県町1番から5番まで、塩浜町1番から4番まで、下京町、本島町及び島地町1番から3番まで
- (3) 諫早市永昌東町1番から20番まで並びに天満町1番及び3番から13番まで。八天町2番から7番まで、高城町6番、8番及び9番、本町、東本町1番及び2番、東小路町8番から12番まで、栄町1番から5番まで、八坂町1番、3番及び5番から7番まで並びに上町1番から3番まで
- (4) 島原市高島1丁目（一般国道251号線東側を除く。）、高島2丁目（一般国道251号線東側を除く。）、新町1丁目、万町、堀町及び中堀町（第一種住居地域を除く。）
- (5) 大村市西本町（一般国道34号線西側及び市道八幡町線南側を除く。）、本町（市道八幡町線南側を除く。）、東本町のうち市道大村駅前線、市道西本町宮ノ本線及び市道東本町線に囲まれた地域並びに市道大村駅前線、市道東本町線、市道八幡町線及び一般国道34号線に囲まれた地域、水主町1丁目のうち市道水主町団地2号線、一般国道34号線、市道水主町中継ポンプ場線及び市道水主町1丁目線に囲まれた地域並びに水主町2丁目（第一種住居地域を除く。）
- (6) 五島市江川町1番地から5番地まで及び9番地から12番地まで、栄町2番地から9番地まで、福江町4番から6番まで及び10番から14番まで、末広町、中央町3番地から8番地まで、幸町1番地及び2番地、錦町3番地、三尾野1丁目1番並びに三尾野2丁目1番（準住居地域を除く。）

2 病院等（「病院」及び「患者を入院させるための施設を有する診療所」）の敷地の周囲20メートルの地域以外の地域

注 「病院等」～医療法第1条の5に規定するもの

- 病院とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。
- 診療所とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう